

論文

令和に入った2020年代に求められる地域子育て支援 —「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ」からの考察—

小嶋 玲子

はじめに

厚生労働省は、2021(令和3)年5月から「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」(座長:倉石哲也 武庫川女子大学教授)を8回にわたって開催し、2021(令和3)年12月20日にこの検討会の「取りまとめ」を公表している¹⁾。これは、昨今の子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における今後の保育所や保育士等の在り方について中長期的な視点に立って検討してきたものである。この「取りまとめ」が現時点(2022年)で政府が保育所・保育士等に求めている方針の最新版であろう。

文部科学省は2018(平成30)年6月15日に閣議決定した「第3期教育振興基本計画」²⁾を公表しているが、そこでは2030年以降の社会を展望した教育政策の具体的な目標を21挙げている。その目標6が「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」であり、そこには、測定指標として「地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善」「地域の行事に参加している児童生徒の割合の改善」が挙げられている。家庭教育力の向上として「関係府省が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現」「様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化」などのことが並ぶ。2030年以降の社会においてこの目標が達成されるためには、2020年代に親になる子育て家庭への支援が欠かせない。

中央教育審議会では、上記「第3次教育振興基本計画」を踏まえ、2021(令和3)年1月26日の第127回総会において「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」³⁾を取りまとめた。そこでは、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿が述べられている。Ⅱ各論では「幼児教育の質の向上について」も述べられている。

さらに、地域子育て支援において中心的役割を果たしている各地の「子育てひろば」の全国連絡協議会(子育てひろば全国連絡協議会)のホームページでは、厚生労働省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」の研究結果報告の2017(平成29)年から2021(令和3)年までが公表されている⁴⁾。これらの調査結果は、令和になる前後の時代の地域子育て支援の現場の声を最も反映しているものとする。

保育所等の行う地域子育て支援は、地域に住む子育て家庭すべてへの支援を含み、また、子育て家庭でない家庭の人々も巻き込んで、地域の子育て力向上をめざすことが求められていると筆者は考えているが、本論では、上記「子ども・子育て支援推進調査研究事業」調査結果と政府の方針を踏まえ、「取りまとめ」の内容を中心に、令和に入った2020年代に求められる地域子育て支援につ

いて、主に未就園児家庭への子育て支援について論じていく。なお、検討会の「取りまとめ」にはコロナ禍の話題は出てこないが、2020年代に親になる世代は、親になる前後の時期にコロナ禍の影響を強く受けている世代であり、コロナ禍以前に親になった世代とは、妊娠期・出産期の過ごし方が異なっている。コロナ禍の中、地域子育て支援現場の支援者側も三密を避ける新しい生活様式の中で、支援方法の変更や工夫を行なっている（小嶋ら2021）⁵⁾。新型コロナウイルス感染症拡大によって子育て世帯の生活と支援現場の在り方も大きく変化しているので、コロナ禍での未就園児家庭への地域子育て支援についても触れていきたい。

1. 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ

まず、「取りまとめ 概要」⁶⁾を表1として掲載する。ここに述べられている政策の方向性の1点目は、「待機児童問題への継続対応」。2点目は、「良質な保育の提供」。そして3点目は、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に「0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化」である。つまり、待機児童問題への対策と同時に、未就園児の養育家庭への地域子育て支援に保育所・保育士等の役割を強化するということである。「取りまとめ」⁷⁾では、「8割超の市町村では待機児童がゼロである」ことや「保育士の業務負担軽減」にも言及し、「在園児の保育と保護者支援を担う本来の役割を全うすることを前提としたうえで、在園児以外の地域子育て支援を担っていくために、他の子育て関係機関とともに役割分担を明らかにしつつ、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境整備を行なう必要」について述べている。

表1

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要	
政策の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ● これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。 ● 今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。 ● 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。 <p>→ 保育を必要とする家庭への保育を確保かつ質を確保する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。</p> <p>→ これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。</p>	
具体的な取組内容 <p style="text-align: right;">□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題</p>	
①人口減少地域等における保育所の在り方 <ul style="list-style-type: none"> □ 各市町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う □ 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開 □ 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援 ■ 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等 	③保育所・保育士による地域の子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> □ 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化 □ 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起 □ 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成 □ 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上 ■ 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等
②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援 <ul style="list-style-type: none"> □ 子育て負担を軽減する目的（「いばり」目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築 □ 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応 □ 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し ■ 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討 ■ 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等 	④保育士の確保・資質向上等 <ul style="list-style-type: none"> □ 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信 □ 各種研修の更なるオンライン化の推進 □ 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援 □ 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化 ■ 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善 ■ へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討 ■ 自己評価、第三者評価の実施把握と改善策の検討 等

加えて、未就園児家庭への支援に関連して、2022（令和 4）年 6 月 15 日に「無園児家庭の孤独感と定期保育ニーズに関する全国調査」⁸⁾の結果が公表され、これを受けて、こども家庭庁創設（2023（令和 5）年 4 月 1 日）を前に政府は未就園児の調査や支援に力を入れるとの報道が 8 月になされた⁹⁾。この全国調査については後述する。

「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要」（表 1）には、3 つの政策の方向性を実現するために、「（- 前略 -）多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。」そして、「（- 前略 -）各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。」との記載がある。

「具体的な取組内容」としては、「①人口減少地域等における保育所の在り方」、「②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」、「③保育所・保育士による地域の子育て支援」、「④保育士の確保・資質向上等」の 4 項目が挙げられている。本論では、保育所・保育士等の未就園児家庭に対する地域子育て支援に特化して論を進めるため、「③保育所・保育士による地域の子育て支援」を中心に考察する。ただし、「②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」には、「一時預かり事業」についても述べられているので、②に関しても加えて論じていく。また、論を分かりやすくするために、「取りまとめ 概要」（以後「概要」とする）の記述を主として採用し、補足的に「取りまとめ」（以後「全体版」とする）の記述にも触れる。ただし「概要」で述べられている「具体的取組内容」は①～④となっており、「全体版」では（1）～（4）として記載されている。本論での「具体的取組内容」は①～④として記載する。

2. 概要：③保育所・保育士による地域子育て支援^(注1)

表 1 ③では、検討を速やかに開始すべきもの（□）が 4 項目、中期的な課題（■）が 1 項目述べられている。以下、アルファベット記号は論の展開上、筆者が加筆したものである。

（1）A. 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化

保育所が地域支援を促進するために様々な情報を地域に提供することが義務化された（児童福祉法第 48 条の 4 第 1 項 令和 6 年 4 月 1 日施行）¹⁰⁾ が、情報発信について、「全体版」には以下に示す 3 点の記述がある。

a) 地域や保護者に対する情報発信については、「ここ de サーチ」等の活用も含め地域や保護者に対する ICT 等を活用した啓発・情報提供を積極的に実施し、また、子育て支援機関とのつながりが無い保護者に対しては、気軽にかかりつけ相談機関等を訪れてもらえるよう、SNS 等を活用してアプローチを行うことが必要である。

b) 情報提供に当たっては、保育所の保育情報だけでなく、保育において重視していることや特色ある取組、子どもの育ちや内面の理解に基づき一人一人の状況に即した援助方法といった保育士の有する保育技術を見える化することも含め保護者にとって必要な地域の子育て支援に関する情報なども合わせて提供することが望ましく、また、できるだけ分かりやすい形で提供されることが重要である。「ここ de サーチ」についても、更なる記載の充実について、市区町村とも協働しながら進める必要がある。

c) かかりつけ相談機関や一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など、未就園児を養育する

に当たって有効な取組については、出産や子育てにかかる様々な機会を捉えて、引き続き、周知を行い、制度に対する認知を促していく。

これら3点に沿って、保育現場の現状と今後の方向性を考えると次のようにまとめられる。

a) 園の敷地外から見える掲示板等への掲示や、園から発行している様々なチラシや通信、ホームページ上で示している内容など、各園でもすでに地域への情報提供は行われている。コロナ禍で、休園や登園自粛が求められたことをきっかけに、園でのICT活用やSNS利用は一気に進んだ。未就園児の保護者も「保活」のために、さまざまな園の情報を得る努力をしている。在園児の保護者宛に閲覧者を限定したSNSの情報発信においても様々な発信が認められる。ただし、不特定多数の地域の未就園児家庭へのSNS発信においては、保育現場での情報機器の設備や知識の不十分さに加えて、個人情報保護の観点からの危惧が大きく、踏み出せないでいる保育所等の存在も認められる。SNSでの情報発信の利点や限界等については、現在議論が進行中であり、利点を生かしなからリスク管理をしっかりと踏まえた対応が求められる。

b) 筆者が今後の保育現場に特に求めているのは、このbの記述内容である。各園から保育所の保育情報や行事・活動については、いつどこで何をするのか(何をしたか)が、写真等も含めて発信されている。また、各園が園のホームページで「保育において重視していること、特色ある取組」についても発信している。しかし、日々の保育の中で、「子どもの育ちや内面の理解に基づき一人一人の状況に即した援助方法といった保育士の有する保育技術を見える化すること」がどれだけなされているのかは、保育現場において今後さらに検討・充実させていくべき課題であると、筆者は考えている。

園側は、日常保育の写真を掲示したり、お便りや連絡帳、ホワイトボード等を利用したりして、日々の子どもたちの具体的な姿や様子を発信している。また園ごとの差はあるが、SNSを活用し、個人情報保護の観点から人物の特定ができないようにしたり、閲覧者を限定したりしながらの配信もしている。それによって、保護者も子どもの活動内容や楽しさは理解しているが、その活動の教育的意図や子どもの成長は伝わりにくく(田中2018)¹¹⁾、保護者自身も子どもの笑顔の写真には喜ぶが、顔の見えない子どもの活動写真には興味を示さない実態が見える。子どもが園生活を楽しんでいることの発信だけでなく、どのような力が育っているのか、そのために保育者はどのような工夫をしているのかを保護者に理解してもらうための、継続的な取り組みが必要となつてこよう。舞鶴市¹²⁾(^{注2)}のようにドキュメンテーション等を使用して保育の見える化(可視化)を継続的に行つて、保護者支援への成果を上げている市もあるが、多くは活動内容の発信にとどまっている。ただし、2020年に出版された「日本版保育ドキュメンテーションのすすめ:『子どもはかわいいだけじゃない』をシェアする写真つき記録」(大豆生田啓友・おおえだけいこ共著 小学館)¹³⁾と、ドキュメンテーションを簡単作成できるICT活用ソフト¹⁴⁾の利用により、ドキュメンテーションに取り組む園の数も増えているようである。継続的に作成し、発信することで、保育者自身の保育を振り返る力が鍛えられ、それが保育の質の向上につながる。また、保護者の子どもを見る目も変わっていくだろう。業務削減のためにもこのような既存のソフトの利用から始めることで、園独自・保育士独自のドキュメンテーション作成の意欲となり、保育現場における「子どもの育ちや内面の理解に基づき一人一人の状況に即した援助方法といった保育士の有する保育技術を見える化すること」の成果につながっていくことを期待したい。

c) 乳児健診の場や産婦人科、小児科医院、大型商業施設や近隣のスーパーなどにチラシをおくなどの取組はすでに各園で進められている。最近は、マイ保育園登録制度などを行っている自治体(例: 石川県のマイ保育園制度¹⁵⁾、千葉県市川市マイ保育園事業¹⁶⁾、町田市マイ保育園事業¹⁷⁾等)もある。

(2) B. 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起

ここで述べられている「かかりつけ相談機関」は 2021 (令和 3) 年度社会保障審議会社会的養育専門委員会の第 33 回委員会で配布

された資料 1 で示されたもの (図 1) である¹⁸⁾。「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の座長であった倉石 (2022) は、「かかりつけ相談機関」について次のように述べている。「『かかりつけ相談機関』とは、家庭の身近な場所にある保育所、児童館、子育て支援拠点などに、気軽に相談できることでつながり、相談によっては、かかりつけ相談機関から、専門のサービスに繋がられる。」¹⁹⁾

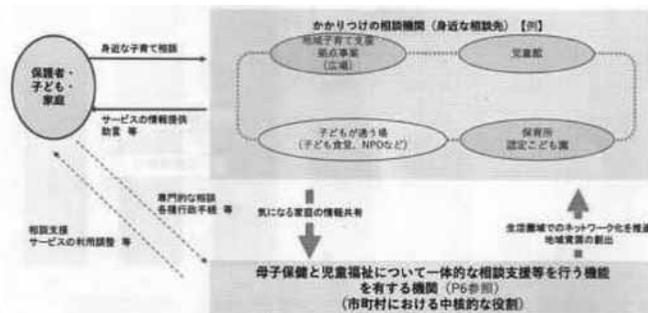


図 1 すべての子育て世帯が気軽に相談できる環境について 令和 3 年度社会保障審議会社会的専門委員会 (第 33 回) 検討資料

ただし、2024 (令和 6) 年 4 月 1 日施行の児童福祉法等の一部を改正する法律案要綱 (第 10 条の 3)²⁰⁾ では、「地域子育て相談機関」(保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行なう場所等であって、的確な相談及び助言を行なうに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。) という名称で記載されている。

保育所が、地域レベルの「かかりつけ相談機関」となるためには、地域の子育て家庭が、保育所に子育ての相談をしたくなる魅力的な誘因策の工夫が必要である。つまり保育所にインセンティブ喚起が求められている。インセンティブ (incentive) とは、「行動への動機づけ、それを高める状況や目標のような外的刺激」²¹⁾ のことである。保育所は地域の子育て家庭がアクセスさせなければ、その家庭に役に立ついろいろな情報や資源をもっている。しかしながら、保育所が子育て家庭にとって便利で有益な場所であるということが十分周知されておらず、「かかりつけ相談機関」には成り得ていない現状がある。保育所は身近な子育ての相談機関であることを保護者に知らしてもらい、かつ、相談したくなるような場所としての努力が求められている。

奇しくも、2022 年度全国保育士会研究大会の地域子育て支援の分科会では、「未就園児と家庭のみで過ごしている親子が社会とつながるための保育所の活動」(横浜市栄区育児支援研究会)²²⁾ と「保育所における保護者の相談しやすさを踏まえて地域子育て支援を考える—保育所を利用する保護者の実態調査から—」(山口県保育協会光支部)²³⁾ という 2 つの発表がなされている。横浜市の研究では、地域で孤立した子育て家庭が地域の保育所につながる方法を SNS の動画配信を利用して模索しており、山口県光支部の研究では未就園児の保護者が保育所・保育士に相談しやすくなる条件について考察している。これらは、まさに「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起のための努力である。

(3) C. 他機関と連携して効果的に地域支援を行なう保育所等の実践例の収集・共有・保護者相談への対応引きの作成

「全体版」では、「概要」の具体的な取組内容の「①人口減少地域等における保育所の在り方」においても述べられている「多機能化等の事例収集」と合わせて地域支援に関する事例を収集・共有し、更にはその取組が促進されるような支援について検討することの必要性が記されている。

「多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応」²⁴⁾という資料によると「《現状》は、各事業実施主体が□□市から委託等を受け、個別に事業を展開（しているため）、利用者の個々のニーズへのきめ細やかな対応が困難な状況」にあるが、多機能化することで「《新たな展開》として、一つの事業実施主体が多機能型地域子育て支援を展開し、総合的な支援を実施、各事業実施主体間で相互連携・協力を図ることで、利用者ニーズに的確に対応」できるとしている。また、「全体版」「③保育所・保育士等による地域子育て支援」にも、「保育所の多機能化を進め、地域子育て支援機能を充実させるために」という記述や「例えば地域支援の積極的な保育所では、保育所に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を併設し、事業として専門的に地域子育て支援を実施している場合や保育所に勤務する保育士が養育支援訪問事業を行うなど」についての記述もあり、他機関との連携に加え、保育所自体の多機能型支援も求められている。

「地域子育て支援拠点の質的向上と発展に資する実践と多機能化に関する調査研究」(2018) (2017(平成29)年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業)²⁵⁾は、地域子育て支援拠点事業と他の事業（特に利用者支援事業）との多機能化についての調査研究である。ここでは、多機能型子育て支援の効果として、情報の入手先や手続き場所がワンストップであるので、1つの支援が次の支援につながりやすいことが挙げられている（p.200）。利用者が複数のサービスを併用することで、より多くの支援者や関係機関とつながり、より適切な支援を受けることができる。ただし、ここで筆者が目指したいのは「具体的なつながりが出来るのは、『人』を介してであり、単なる情報提供だけでは、支援の利用につながらないと感じており、地域子育て支援拠点や利用者支援事業等の従事者との信頼関係が重要であることが指摘されている（p.204）」という記述である。SNS等の情報提供に加えて、直接的な「人」を介してのつながりの大切さを強調しておきたい。

多機能型子育て支援を実施すれば、当然利用者層も広がる。この研究では「多様な利用者層をカバーする上での多機能型支援のメリットは、拠点で展開される他の子育て支援サービスや地域の社会資源を活用し、個別のニーズへの柔軟な対応が可能である点にある（p.201）」と述べられているが、併せて、「多様な利用者層をカバーするための工夫や課題（p.p.201～202）」にも触れられている。多機能型子育て支援の実施の課題として、その機能を担う職員配置や人材育成の課題、担当者ごとの連携・協働の課題、地域社会資源との関係性が挙げられている（p.p.202～203）。この調査研究以外にも利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業を併せて実施している事例については、柏女・橋本（2015）は香川県高松市や千葉県松戸市の例²⁶⁾を挙げており、谷口・古田（2022）²⁷⁾、古田・谷口（2022）²⁸⁾はA市の保育所の取組を報告している。

また、「地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業（基本型）における利用者の個別ニーズの把握・相談対応状況に関する調査研究」（2020）（2019（令和元）年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業）²⁹⁾においては、多機能化において、子育て支援拠点事業と利用者支援事業の相談対応状況におけるすみ分けや連携に関する調査も行われている。

次に、他機関との連携について述べておきたい。保育所保育指針において「第 6 章保護者に対する支援」(2008 年告示) から「第 4 章子育て支援」(2017 年告示) と名称が変更になった理由として、保育所保育指針解説 (2018) の「序章 4. 改定の方向性 (4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性」³⁰⁾ には、「保育所の担う子育て支援の役割は、より重要性を増している。」ことと「保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点を持ち、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視して支援を行うとともに、地域で子育て支援に携わる他の機関や団体など様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められている。」ことが記されている。つまり、旧指針 (2008 年告示)³¹⁾ でも述べられていた「市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力」が、より強調されるようになってきていると理解できる。

図 2 は、2011 年に国立教育政策研究所の生徒指導研究センターが出している学校と関係機関との連携という報告書に掲載されている

ものである³²⁾。「チーム学校」ということばが使われようになって久しい。学校に限らず組織も個人もいろいろな問題を一人で抱え込みやすく、なんとか自分で解決しようとするが、いろいろな関係機関と連携をとってチームで解決していくことの大切さがようやく認識されてきている。図 2 で示されているように、連携も情報を共有するだけでは不十分で、行動連携、つまりそれぞれの

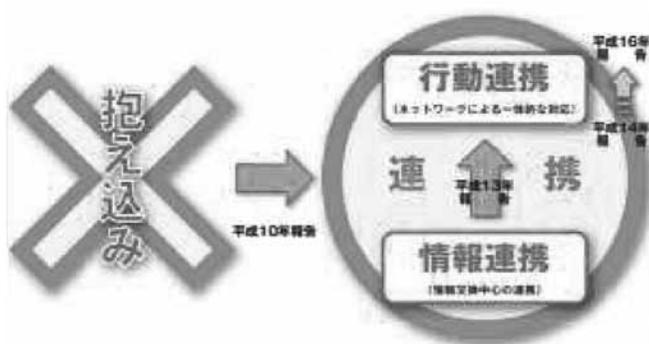


図 2 学校の「抱え込み」から開かれた「連携」へ

機関が自分のところでは何を正しく把握していることが必要であることが強調されている。そのためには緊急時の連携だけでなく、日々の日常的な連携の大切さも述べられている。10 年以上前にすでに行動連携・日常連携の大切さが指摘されてはいたが、実際はどうであろうか。情報連携や緊急時連携はかなり進んできたが、行動連携・日常連携にはまだ課題がある。さらにコロナ禍で日常的な連携を取ることが難しくなっていると推測される。

ここで、行動連携について留意点を述べておく。連携・協力すれば物事が滞りなく進むかというところではない。1+1=2 なので、連携・協力すれば一人や一機関の力以上の働きができたり、それぞれの仕事量が減ったりするはずだが、協力する人数が増えればふえるほど手抜きが起こって、実際は一人がするより仕事量が増える場合がある。これをリングルマンの法則 (リングルマン効果)³³⁾ という。協力・連携しても役割やそれぞれの仕事ははっきりしていないと、誰かがしてくれると思ってやらなくなってしまうことが起きるのである。誰がどの仕事をいつするのか明確にわかっていること、加えて自分たちが行った仕事についての適切なフィードバックや効果がみえること、それらがないと連携といってもうまくいかないことを理解しておく必要がある。

(4) D. 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上

「全体版」では、地域支援力向上に関して、以下に示す 3 点の記述がある。

a) 保育所によっては、地域子育て支援や日々の保護者との向き合い方について対応ノウハウが蓄積されていないケースが考えられる。

b) このため、保育所が保護者からの相談時に効果的な対応ができるようにするため、保育所における保護者対応等の実態調査を行なうとともに、対応に当たっての手引きの作成等について検討すべきである。

c) また、巡回支援事業等での園長経験者などの保育経験者を活用することなどにより、こうした保育所を支援し、地域支援力を向上していくことも考えられる。

これら3点について保育現場の現状と今後の方向性を考えていく。保護者に対する保育指導が保育士の業務になったのが2003年である。その児童福祉法の改正に合わせて、2002年度入学生から保育士養成課程に「家族援助論」「社会福祉援助技術」の科目が新設された。2011年度入学生からは、「家庭支援論」「相談援助」と名称が変更され、「児童福祉」という科目も「児童家庭福祉」という名称になった。加えて「保育相談支援」の科目が導入された。2019年度入学生からは、「子ども家庭支援論」「子育て支援」「子ども家庭支援の心理学」等の科目で、子育て支援や家庭支援について学んでいる³⁴⁾。2002年度入学以前の学生は、他の授業科目の中で学んでいると思うが、科目として子育て支援・家庭支援については学んでおらず、現場での経験や研修の中で学んでいるのである。

子育て支援において、バイスティック7原則や保育所保育指針に述べられているような支援の基本はあるものの、「誰が」「誰に」「いつ」その支援を行なうかによって、同じ支援をしても効果があるときと逆効果になるときがあり、かつ個人情報保護の観点から情報共有に歯止めがかかったりして、対応ノウハウの蓄積がなされにくい場合もあろう。ただし、2012年時点には、すでに東京都社会福祉協議会から『保育園における苦情対応 対応困難事例とワーク』³⁵⁾という書籍が出版されている。保護者支援への具体的な支援方法については、いくつも良書が出版されている^{36) 37) 38) 39)}。また、保育士の保護者支援に関する研究者の論文も枚挙に暇がないほど公表されている^{40) 41) 42) 43)}。保育者自身の手による保護者支援の現場の実践事例に関しても、全国保育士会研究紀要に毎年公表されている⁴⁴⁾。その他全国保育研究大会、全国私立保育研究大会等、毎年、全国でいくつもの実践報告がなされている。これだけ毎年発表がなされているにもかかわらず、「全体版」に「蓄積されていない」と記載されるのはなぜであろうか。その背景を考えてみる。

実践研究や実践報告は毎年のように数多くなされているにもかかわらず、それが1つのまとまったものとしての蓄積とならないのは、支援の個性が大きすぎて一般化しにくいことに加えて現場の多忙さがそれらの成果の共有を難しくしていると感じている。昨今の急激な社会の変化により、保育者の過去の経験が役に立たないような状況が起きてきていることも、この蓄積されていない一因になっているようにも感じる。特に2020年に入りコロナ禍での三密を避ける新しい生活様式に伴う広範囲なSNSの普及によって、保護者の子育てに対する意識や経験の変化に、昭和生まれのベテラン保育士の知識や経験が追い付いていない状況がある。一般化は避けなければならないが、それぞれの保育士は子どもや保護者の個性性に配慮して支援をしても、蓄積してきた支援方法が令和の時代の保護者ニーズに合っていない状況もあるように見受けられる。「概要」に述べられている「保護者相談の手引きの作成」が令和の時代の「対応マニュアル」にならないこと、つまり、「保護者対応・対策」ではなく、あくまで「保護者理解・保護者支援」の手引書の作成であり、作成に

終わらず、現場の保育者が有効活用できるように工夫されなければならない。

コロナ禍も 3 年目を迎えている。3 歳未満児をもつ保護者はコロナ禍で妊娠・出産を経験してきている。3 年目になって、自粛生活も緩やかになってきたとはいえ、妊娠・出産期には日常的に、人（祖父母・親族も含む）と関わらない生活をしてきており、プレママ・プレパパ等の学習の機会も中止・縮小され、母親は一人で出産を乗り越えることになる。出産後も子育て支援センター等は利用制限がある等、コロナ禍以前の母親であれば、当然得られていたはずの情報が得られず、また祖父母を含む周りからの直接的な子育ての知恵の伝承も少なく、他の子育て家庭との交流も少ない状態で子育てをしてきている。子どもも家庭の限られた人間関係の中での生活しか経験してきていない。特に自粛要請の厳しかった 2020 年、2021 年、2022 年前半期に出産を経験した親とその子どもが地域子育て支援の場や保育所に入ってくることについて、現場の保育者や支援者は、今まで以上に配慮や工夫が必要であることをしっかり理解する必要がある。

最後に c) 「また、巡回支援事業等での園長経験者などの保育経験者を活用することなどにより、こうした保育所を支援し、地域支援力を向上していくことも考えられる。」点について、まず、経験豊富な園長経験者等の活用については、多いに賛同する。しかし、経験豊富なベテラン保育者ほど、自身が生きてきた時代との相違を理解し、支援者側の性役割意識やジェンダー観・子育て観などの問い直しが必要となつてこよう。それは上記「地域子育て支援や日々の保護者との向き合い方について対応ノウハウが蓄積されていないケース」の検討で既に述べてきたように、時代の変化の速度が速い上に変化の度合いが著しく、家庭・子育てについての価値観も大きく変化しているからである。

(5) E. 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等）

この項目は「中期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの」である。「全体版」では、「i）保育所・保育士等による地域支援」として財源確保と人材確保について述べられているが、人口減少地域では特に財源と人材確保が難しい。この議論は「取りまとめ」の「具体的な取組内容」の「①人口減少地域等における保育所の在り方」と関連するところである。加速化する少子化時代の今後の保育所運営にとっては重要になってくる議論ではあるが、本論の趣旨からはずれるのでこれ以上ここでは触れない。参考となるものとして「利用親子組数が少ない地域子育て支援拠点の利用促進等に関する調査研究－人口 5 万人未満の小規模な自治体に着目して－」（2021）（2020（令和 2）年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業）⁴⁵⁾の研究を挙げておく。

さらに「全体版」では、「ii）保育所保育指針の記載の拡充」として、次回の指針改定での地域子育て支援の記載の拡充と、それに合わせた地域子育て支援の専門性の向上や研修体系の構築の検討が求められている。

2002 年の児童福祉法改正（施行は 2003 年）において保育士に子どもの保育に加えて保護者に対する保育に関する指導が仕事として課せられてから 20 年が経とうとしている。今後は今まで以上に地域の子育て家庭への支援が保育士の仕事の範疇に入ってくることを想定して、専門性の向上に努めていかなければならない。もちろん「概要」④保育士の確保・資質向上に述べられているように、仕事量が増えることによる多重負担を減らす努力が並行して行われなければならない。

3. 概要：②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

ここでは、「一時預かり事業」の利用促進と発達支援や配慮の必要な児童への支援が主として述べられている。検討を速やかに開始すべきもの（□）が3項目、中期的な課題（■）が2項目述べられている。表1の概要②の項目を上からABCDEとした場合、ABDが「一時預かり事業」についての記述、CEが多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援についての記述であるので、ここでは、ABD「一時預かり事業」とCE「多様なニーズ支援」の2項目に分けて論じていく。

3-1 一時預かり事業（ABD）

(1) A. 子育て負担を軽減する目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・慣らし預かり等を経た事前登録制度の構築

筆者が今回注目したいのは、「一時預かり事業」において「保護者支援」の観点だけでなく、「子どもの発達支援や家庭の養育支援につながる」ことが打ち出された点である。一時保育が導入された頃は、保護者のレスパイトやリフレッシュの目的が強調されてきたが、今回の「全体版」では、「3歳未満の未就園児の一時預かりの利用については、単に保護者の子育ての負担軽減だけでなく、普段は他の家庭の児童と交わる機会の少ない児童たちに、保育所等による集団生活の機会を通じて、他者とともに過ごし遊ぶことにより、人間関係や自我の芽生えを促す機会を提供するといった観点でも重要と考えられる（p.7）」と子どもにとっての利点が述べられている。さらに「全体版」では、「一時預かり事業」を通して親子が地域とつながることができることも利点として述べられている。子どもが初めての場所に預けられれば、親だけでなく子どもも当然不安になる。だからこそ、事前に施設見学や慣らし預かりの機会を持つことで、一時預かりでの親と子どもの精神的な負担を減らす取組（施設見学・慣らし預かり等）への言及もある。そしてそれらを経ての事前登録制度があれば、利用する親子も預かる保育所側も場所・人の確認ができて安心である。子どもが保育所に入園した場合、子どもが施設に慣れるために保育時間を短時間から始めて徐々に長くしていくのが通常であるが、一時預かりの場合は、親の都合で初めての場所に最初から長時間預けられたりする場合がある。子どもにとってはかなりの負担である。だからこそ、初めての場所に突然長時間預けられるのではなく、一時預かりの場を子どもにとっての慣れ親しんだ場所にしておく必要がある。

2008年告示の保育所保育指針では「一時保育」と記載があったが、2017年告示現行指針では「一時預かり事業」という記載となった。2019（令和元）年6月に内閣府子ども子育て本部から出されている「子ども・子育て支援新制度について」という資料（全235ページ）⁴⁶⁾の中の「地域子ども・子育て支援事業」⑧一時預かり事業の定義は、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（p.108）」と説明されている。

また、「子ども・子育て支援法」⁴⁷⁾には「一時預かり事業」のことが4回出てくるが、「一時保育」のことは出てこない。上記に示した「子ども・子育て支援新制度について」の資料（全235ページ）内で「一時預かり事業」ということは58回検出されるが、「一時保育」ということは1度も出てこない。「預かり事業」であっても、保育現場においては、「（養護と教育を一体的に行なう）保育」を行っているはずであるが、制度上は「一時的に預かり、必要な保護を行なう事業」となっている。保育所保育指針から「一時保育」の文字が消えて「一時預かり事業」の記載になったとは

いえ、保育現場では、「一時保育」として認識して保育している。

愛知県の「あいちがみん Net」「子どもを預ける」のホームページ⁴⁸⁾では、「一時保育」の文字を確認できる。名古屋市のホームページ⁴⁹⁾を見ると、一時保育事業の利用形態として非定型保育、緊急保育、リフレッシュ保育があり、加えて公立保育所リフレッシュ預かり保育事業も実施されている。名古屋市の公立園では、「一時保育」は原則として一時保育室で預かり、リフレッシュ預かり保育事業は、該当年齢クラスでの預かりとなっている。横浜市のホームページにも「一時保育」のページ⁵⁰⁾がある。しかし、東京都福祉保健局のホームページでは「一時預かり事業・定期利用保育事業」の文字しか出てこない⁵¹⁾。「定期利用保育事業」はいわゆる「非定型」の預かり事業と推測できるので、ここには保育の文字が使用されていると筆者は理解している。大阪市のホームページでは、一時的に利用できる保育サービスのページ⁵²⁾の中に「一時預かり事業」が出てくるが、「一時保育」の文字はない。このように自治体レベルでのことばの使用は統一されていない。制度上「一時預かり事業」になっても現場では預かりではなく「保育」をしているのだからこだわらなくてもよいという議論もあるかもしれないが、使用されることばが変わることで、人の意識は変わっていく。したがって、ことばの使用については慎重でありたい。現に「一時預かり事業」という名称に変更されたことで、事業従事者要件も緩和の方向で変更されている⁵³⁾。

事業従事者の変更に関連して思い出されるのは、地域子育て支援拠点事業が2013年に再編成された時点で、それまでセンター型の従事者として記載されていた「保育士等」の文字が消え、再編された「一般型」の従事者にはそれまでの「ひろば型」従事者の記載「子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)」に統合されたことである⁵⁴⁾。もちろん地域子育て支援は、地域の住民の相互扶助の視点が重要であり、支援者の資格要件にこだわらず、様々な人材が地域子育て支援に従事するという点では前進であるとする議論も成り立つ。しかし、子育て支援への意欲と子育てに関する知識・経験だけでは、地域子育て支援においても求められる「多様なニーズを抱えた保護者・子どもの支援」には応じきれない場合もあろう。繰り返しになるが、今回の「一時預かり事業」への名称変更で従事者の資格要件の緩和の方向での変更もあり、「多様なニーズを抱えた保護者・子どもの支援」の充実のためにも、地域子育て支援従事者の研修と質の向上が強く求められる。

(2) B. 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業や ICT 等を活用した急な預かりニーズへの対応

預かり事業の非定型では、保護者の就労に合わせて子どもを週に数日預かっているのであるが、ここで示されているのは、就労をしていない家庭の子どもを預かる事業である。少子化時代の中で保育所の定員割れも視野に入れた「①人口減少地域等における保育所の在り方」にも関係する提言であるが、上記で述べたように「一時預かり事業」が親と子ども両者にとって意味のある経験であることが認識されてきたことも一因であろう。不定期な保育所利用に関しては、預かり定員の空き情報等が ICT を利用して簡単に分かれば保育所・利用親子共に利点は多いと思われる。システム構築の時間と予算の確保が求められる。

「はじめに」で述べた「無園児家庭の孤独感と定期保育ニーズに関する全国調査」⁵⁵⁾の中で「未就園児(無園児)をもつ家庭の過半数が定期保育サービスの利用を希望している」にもかかわらず、「子どもへの愛着度が低い家庭ほど定期保育サービスの利用意向が低い」という調査結果があ

る。定期サービスの利用が任意の場合は、親の自発性が必要となるためである。この結果を、汐見(2022)は、「日本の貧困問題の現れ」⁵⁶⁾と述べている。相対的貧困率⁵⁷⁾は「国民を可処分所得の順に並べ、その真ん中の人の半分以下しか所得がない状態の家庭」という家庭の年間収入によって示されているが、汐見(2022)⁵⁸⁾は、収入による経済的貧困よりも、「文化の体験の極端な貧困、あるいは優しい言葉をかけてもらうという体験の貧困、愛されるという体験の貧困、そういう貧困の方が実は子どもの育ちにとっては大きい」と述べ、全ての子どもに保育所等での豊かな経験の必要性を訴えている。また、保育所入所には一定の条件が必要であるが、その条件を満たしていなくても、保育所での保育が必要であることを、家庭保育をしている保護者も訴えている⁵⁹⁾。筆者がこの原稿を執筆中の2022年10月18日、「政府は、0～2歳の子どもへの支援を充実させる必要があるとして、妊娠期や出産後の物品やサービス利用に限って使えるクーポン10万円分を配布する案を検討している。」というニュースがあった⁶⁰⁾。0～2歳の子どもを育てている家庭への支援の重要性を理解しての経済的支援は必要である。しかし、一時給付金のような単発支援だけでなく、汐見(2022)⁶¹⁾が述べるように、子育て家庭の生活が物心両面で豊かになるような長期的な子育て支援策の充実が求められる。

(3) D. 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施やそのための職員研修の検討

ここでは、一時預かり事業について「全体版」で述べられている「中期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの」の「i) 一時預かり事業の促進」について述べる。「全体版」では4項目の記載があるが、大きくは、ア.「保護者への寄り添い型支援について」と、イ.「通常保育とは異なる利用機会が限定的な子どもの保育について」の2点が述べられている。

先に、イ.「通常保育とは異なる利用機会が限定的な子どもの保育について」述べる。既に述べたように「一時預かり事業」が子どもにとっても有益であることが記されている。しかしながら、一時預かり事業は、毎回同じ子どもが通ってくるわけではなく、日によって顔ぶれが異なるうえに、保育の継続性が担保されにくい。したがって、子どもの保育においても通常保育以上の高度な専門性が必要である。さらに、母親が、子どもと援助要請相手との関係が良好であると認知するほど、母親の援助要請が促進されるという研究結果(本田・新井2010⁶²⁾、野崎ら2021⁶³⁾)もある。子育て相談の場合、母親は、その援助者に子どもがなついたり、心地よい時間を過ごしていることから、その援助者を信頼し、そこから母親自身はその援助者を信頼するようになることを示している。地域子育て支援というと保護者への支援に目が行きがちであるが、地域子育て支援においても「子どもの保育」を大切にすることが保護者との信頼関係を作って、保護者支援につながっていくことを忘れてはならない。

次に、ア.「保護者への寄り添い型支援について」述べる。制度上はあくまで「一時預かり事業」であるが、「全体版」には「単に児童の預かりの実施にとどまらず、児童の受渡し時等の保護者の様子などから必要に応じて相談の声がけを行い、アドバイスや適切な支援・サービスにつなげていくなど、寄り添い型の支援を行っていくことが重要と考えられる。」(p.9)という記述がある。さらに「(-前略-) 保護者の『異変』に気づくことができるような研修の実施などの質の向上」(p.9)にも言及している。ここで求められている保護者に対する支援は当然必要であり、一時預かり事業

の「必要な保護」の中に含めるとするならば、従事者には高い専門性が求められる。そして、上述したように保育の継続性が少ない一時預り事業での保育は、その保育においても高い専門性が求められている。にもかかわらず「一時預り事業」を制度上「一時的に預かり、必要な保護を行う事業」と定義づけ、資格要件を緩和しておくことに、筆者は矛盾を感じている。

「地域子育て支援拠点の寄り添い型支援が親の成長を促すプロセス分析と支援者の役割に関する調査研究」(2019)(2018(令和元)年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業)⁶⁴⁾では、保育者が地域子育て支援で行う「利用者が親として自ら変容させていく過程を見守り支える」特性を「寄り添い型支援」としている。支援者は、「寄り添い型支援」において、「対人援助技術の活用」「受容的・共感的姿勢」「知る・学ぶ機会の提供」「個別ケースの共有・対応」の4つの技術や方法等を使った支援をしており、それによって、親は子育て支援の場で親自身がエンパワーされ、交流を広めたり、深めたりして、自身の自己有能感を高めていることが明らかにされている。

さらに、「地域子育て支援拠点の寄り添い型支援が親の成長を促すプロセス分析と支援者の役割に関する調査研究」(2019)⁶⁵⁾では、詳しい聞き取り調査から、前述した支援者の個人の支援技術だけでなく、拠点という場の力や支援者と利用者、あるいは利用者同士の関係性を用いて支援をしていることを明らかにしている。そして、親は地域子育て支援の場を安全・安心の場としてそこから活動を広げていることを示している。つまり、支援者は、対面の相談技術だけでなく、集団力動的な場の力や関係性の理解と実践力を活用しているということである。保育者は日々の保育の中で、子どもたちの発達や学びを促す環境構成を工夫している。そして、子ども同士の関係性を理解し、子どもたちの人間関係を広げたり、深めたりする人間関係構築の専門性を磨いている。それらが保護者の学びを促す環境構成や保護者同士の関係性を広めたり深めたりする際に役立っているのである。ここに保育者の保護者支援の強みが発揮されている。

ここで、地域子育て支援の場に参加している親子について述べる。家庭で子育てをしている人の中には、「子育ては自分の手で」と思って仕事を辞めている人ももちろんいるだろう。しかし、仕事を続けたかったけれども両立が難しく仕事を辞めている人も存在する。条件さえあれば子育てと仕事を両立したかったけれども条件が揃わなかったから仕事を辞めて子育てしている親も一定数いるということを理解しておくことは地域子育て支援を実施する支援者には必要なことだと筆者は考えている。加えて、地域子育て支援の場には、多数ではないが、有職者も育休中の親も参加している^{66) 67)}。育児休業を利用して継続就労を選択することに迷いのない親もいれば、周囲からの「子どもができて働くのか」という声や自身の子どもを預けて働くことへの葛藤と向き合いつつ育休期間中に支援センター等を利用している親もいる。第一子の場合、就労への迷いがあってもなくてもそれまでの子どものいない生活からこれからの子育てに向き合う生活の在り方に変化する様々な葛藤や疑問・不安を抱きながら、もちろん希望・夢も抱きながら、親子で子育て支援の場に参加している。大げさに言えば、現代の親たちは、子育て支援の場でさまざまな人々に出会ったり、いろいろな活動をしったりする中で刺激を得て、自分自身の生活や子どもとの生活を振り返り、これからの自分の生き方を再考しているともいえる。上田(2018)は地域子育て支援拠点において「利用者の学びを『アプロプリエーション』^(注3)と『正統的周辺参加論』^(注4)の2つの言葉を使って説明し、『場から学ぶ子育て』として、その場に参加した人たちが自ら学んでいく過程の支援が求められる」としている⁶⁸⁾。まさに集団の場での親の学びを支えていく支援である。保育者の保護者支援の研

修では個別の相談支援の知識・技術の研修がなされることが多いが、グループ力動や関係性支援の研修の必要性を強調しておきたい。「概要」「④保育士の確保・資質向上等」の具体的な取組内容に「各種研修のさらなるオンライン化の推進」とある。筆者もオンライン研修の恩恵を受けているが、ここで述べているグループ力動や関係性支援のための研修は、相手との距離感や空気感など、肌感覚で理解すべき内容もあり、オンライン研修だけでなく、参集型研修の重要性を付記しておく。

2008年告示の保育所保育指針では、第6章保護者に対する支援の冒頭での、「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり（-中略-）、積極的に取り組むことが求められる。」⁶⁹⁾という記載が、2017年告示の現行指針では、「保育所における保護者に対する子育て支援は、（-中略-）、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。」⁷⁰⁾と保護者や地域の主体性が尊重される記載になった。2017年の幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針のトリプル改訂（改定）は、現行学習要領の先取り改訂（改定）であり、子どもたちの「生きて働く知識・技能の基礎」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力・人間性」を育てることを求めている⁷¹⁾。

以上のことから子育て支援において今求められていることは、幼児教育の重要性を保護者に知ってもらい、知識・技能だけでなく非認知能力を含めた「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の子どもの姿」を保護者に理解してもらい、乳幼児期に、人生のはじまりこそ力強く生きられるように（Starting Strong）、親子の良好な関係づくりを促すことだと筆者は考えている。保護者自身が生きて働く子育ての知識・技能を学び、それらの知識・技能を使いながら子どもの育ちの中で遭遇するさまざまな出来事に対して主体的に自ら考え、判断し、対応していく、そういう保護者としての成長に伴走することが2030年をめざした子育て支援だと考える。

このように、地域の子育て家庭への支援は「親としての成長」を促している。筆者は、子育て支援の場というのは、アタッチメント形成における子どもにとっての親のような役割を親に提供するところだと考える。つまり、不安や困ったことが起きた時にそこ（子育て支援の場）に行けば安心でき、エンパワーされ、子育て支援の場があることが心の支えとなり、親は、自分なりの子育てができるのだと考える。

3-2. 多様なニーズ支援（CE）

C. 保育所と児童発達支援の一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し

E. 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等に対応に係る研修の検討・推進等

CEについては、主に保育所在籍の子どもの支援を想定し議論がされているように理解できる。地域子育て支援拠点事業においては、開催日や場所によって、子どもの年齢制限が設定されることはあっても、それ以外の条件はない。またコロナ禍で人数や時間制限等はあるとしても、国籍や障害の有無での制限はない。しかし、医療的ケア児、障害児、外国籍児童の保護者からすれば、人材（通訳・医療従事者等）や施設面での制約を危惧して参加を躊躇する場合のほうが多いと推察する。

「令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」⁷²⁾には、今日の学校教育が直面している課題の1つとして「子供たちの多様化（引用ママ）」p.9)が挙げられている。そこには、特別な教育支援が必要な子ども（3

割が複数の障害を併せ持つ子ども)、外国人の子ども(学齢期にもかかわらず未就学の子どもも含む)と日本国籍だが日本語の支援が必要な子ども、そして18歳未満の7人に1人が相対的貧困状態であること、いじめ問題等生徒指導上の課題が挙げられ、幼児教育からの今後の方向性についても触れられている。しかし、いじめ問題等生徒指導上の課題以外は、就園前にも直面する課題であり、幼児期・学齢期からの支援では遅い。3歳未満児の就園前の子育て支援の現場から支援に取り組む必要がある。

本論ではすでに触れているが、政府は児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために2024(令和6)年4月1日施行予定の「児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要」⁷³⁾を公表している。そこでは、改正の概要としてCに関連して、1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充として以下の3点を記載している。

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。子ども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の種類(福祉型、医療型)の一元化を行う。

この児童福祉法の改正により設置される子ども家庭センターと、再編される児童発達支援センターの機能が充実し、就園前の子どもたちの支援とその後就園してから、そして学齢期への支援が切れ目なく続くことを願う。

加えて、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)」⁷⁴⁾も昨年2021(令和3)年9月18日から施行されている。第6条で保育所の設置者、学校の設置者等による措置について、第9条で保育所における医療的ケアその他の支援、看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置について述べられている。法律に加え「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」⁷⁵⁾も公表されており、ガイドラインには自治体での取組事例も掲載されているが、施設面や人員配置の面ですべての自治体での実現化に向けては多くの課題が残されている。

出生直後から病気や障害が認められる子どもたちは、医療・保健の支援現場から療育機関等、福祉の支援現場を経て、保育所等へ入所がなされる場合が多く、地域子育て支援現場に足を運ぶことは少ないことが予想される。一方、発達障害児のように、発達の過程で特別な支援が必要であることが明らかになってくる子どもたちには、地域子育て支援の現場でも出会うことになる。地域子育て支援での子育てひろばという場所は家庭とちがいで、多くの大人や子ども、たくさんのおもちゃ掲示物等、刺激が多い環境である。子どもの中には、そのような環境で落ち着けなかったり、他児とトラブルになったりということもしばしばある。子育てひろばは自由遊びが基本であるが、開所中、時間を決めて、集団での手遊びや絵本の読み聞かせ等の時間もある。多くの親子はそれらを楽しむ

一方で、中にはみんなで行う一斉活動に参加しない子どもがいる。そういう子どもの保護者にとってはそれが悩みの種となる。発達障害という診断名はつかなくても、コロナ禍で人と直接的にかかわれずに過ごしてきている乳幼児が多い中で、一斉活動が難しい子どもたちも増えているように感じる。子育てひろばで、強制ではない一斉活動をどのように運営していくのかも保育者の専門性が問われる点である。さらに発達障害が疑われる子どもたちに対しては、地域子育て支援での最初の支援がその後の支援の重要な要になってくる。最初に受けた支援の印象が良ければ、次の支援にもつながり易くなるが、最初に受けた支援で不快な思いをしたり傷ついたりすれば、支援に対するマイナスイメージが強くなる。したがって、最初の支援者である、地域子育て支援拠点事業等での支援者の責任は重い。

2008（平成20）年3月には「地域子育て支援拠点『つどいの広場』を活用した障害児支援の可能性の検討」（2007（平成19）年度 厚生労働省障害者保健福祉推進事業に関する調査・研究事業）という報告書⁷⁶⁾がNPO法人子育てひろば全国連絡協議会から公表されており、15年も前から地域子育て支援拠点事業での障害児支援については検討されてきている。しかし、2022年3月に公表された「地域子育て支援拠点事業における障害児等支援に関する調査研究」（2021（令和3）年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業）⁷⁷⁾では、「拠点が障害児支援の一翼を担う必要があると考える自治体は8割を超えているが、障害児支援を実際に行っている拠点がいない自治体は1/3以上で、担当職員の認識と現実の取組には隔たりがある。」という実態が述べられている。しかしながら、2021年度調査では、2020年度から地域子育て支援の現場に専門職配置のための特別支援対応加算（特別な配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う）が認められた⁷⁸⁾ことで取組の範囲を広げる可能性が示唆されている。さらに、地域子育て支援拠点事業での障害児支援では、「母子保健との連携が認められ、妊娠期から、そして診断確定前からの丁寧な見守りが可能である。子育て支援拠点が、障害児支援を行なうことは、専門機関（医療・発達支援・相談）の利用にすぐには結びつかない家庭への早期からのフォローに有効であり、専門的な次のステップの支援に至るまでの『空白期間』を作らない役割がある。また、拠点事業での日常的な親子の交流を通して保護者の気づきを促したり、支援者が支援の必要性に気づいたり、親同士の交流からピアサポートが生まれやすくなる。」ことも報告されており、今後の支援の広がりが待たれる。

外国につながる子どもの家庭への支援について、愛知県では2018年に「あいちで子育てする外国人のみなさまへ あいち多文化子育てブック」を5か国（英語 中国語 スペイン語 ポルトガル語 フィリピン語）で発行している⁷⁹⁾。また、筆者の勤務校でも、愛知県の委託事業を受け、東郷町との連携事業として多文化子育てサロン（全7回）が2022年8月より開催されている⁸⁰⁾。自治体によっては、外国人の親子のための子育てひろばも開催されている^{81) 82)}が、外国人集住地域かそうでないかによっての自治体の取組には大きな差がある。SNS上で利用できる外国語での子育て支援情報サイトも整備されつつある。例えば、「日本で暮らす外国にルーツを持つ子ども・子育て支援サイト」（事務局：福岡国際医療福祉大学 看護学部内）⁸³⁾では、10か国語（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語・ベトナム語・ビルマ語（ミャンマー）・ベンガル語（パキスタン）・ネパール語）に加えて「やさしい日本語」で日本の子育て情報が掲載してある。公益財団法人神奈川国際交流財団が運営する「外国人住民のための子育て支援

サイト」⁸⁴⁾でも10か国語に加えてやさしい日本語での説明があり、動画(字幕)での説明も見ることができる。このように外国につながりのある子どもへの家庭についても支援は広がっているが、南野(2020)⁸⁵⁾が指摘するように課題も山積している。

おわりに

本論は、令和に入った2020年代に求められている保育所・保育士等の未就園児家庭に対する地域子育て支援について「取りまとめ 概要」の「③保育所・保育士による地域子育て支援」を中心に「②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」を含めて、未就園親子の地域子育て支援について論じてきた。充分ではないにしろ、それぞれの取組が始まっている。その取組ごとに具体的な方策と得られつつある成果、残された課題を論じてきた。

いろいろなサービスを利用するには、本人の自発的なアクセスが必要となる。「無園児家庭の孤独感と定期保育ニーズに関する全国調査」⁸⁶⁾を引用して述べたように、支援が必要な人ほど、自発的な利用からは距離がある。専門的な支援が必要な人ほど支援を要請しない状況がある(笠原2000)⁸⁷⁾ことは、20年も前から言われてはいるが、昨今の社会情勢の中で援助要請をしない人の心理については、関心が高く、複数の書籍が出版されている^{88) 89) 90) 91) 92)}。2021年2月に設置された内閣官房・孤独・孤立対策室の「あなたはひとりじゃない」のホームページでは「社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナの長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化しています。これは、まさに現代の社会問題として、真正面から向き合うことが必要であるという考えのもと、2021年2月に孤独・孤立問題に取り組む、世界で初めての閣僚級ポストが設置されました。」⁹³⁾と述べられている。もちろん、コロナ禍での子育て支援については筆者らの研究⁹⁴⁾も含めてなされている^{95) 96)}。現場からの報告もある^{97) 98)}。

筆者は、15年前の2007年に「子育て支援研究への新しい視点—援助要請行動、被援助志向性からの検討」⁹⁹⁾という論文で次のように述べた。「母性神話の強い日本では、母親は母親になった時点から完璧な母親であることが求められやすい。筆者の研究(小嶋2004)¹⁰⁰⁾においても、現在の自分に厳しい、高い母親理想をかかげる母親たちの姿が見られた。加えて、その理想の母親に向かうための援助要請は少なく、自分だけでなんとかしようとする姿が顕著であった。しかし、お互い助け合って生きていくことが人間として自然な姿であり、特に子どもは多くの人とのかかわりの中で育つことが求められ、子育てには多くの人助けが必要であり、親も周りの人に助けをもらいながら親として成長していくという認識に立つならば、どのように助けを求めるとか、あるいは、助けを求める際の求めやすさや抵抗については今後の子育て支援研究の重要なテーマとなると考えられる。

その後、2016年には永井が「子育て支援領域における援助要請研究の概観と今後の課題」¹⁰¹⁾として2015年までの研究をまとめている。それ以降の研究としては、藤後ら¹⁰²⁾、藤田ら¹⁰³⁾、本田¹⁰⁴⁾、野崎ら¹⁰⁵⁾などが見られる。本田(2015)⁽¹⁰⁶⁾「『助けて』と言わない(言えない)親自身を変えようとするのではなく、親の援助要請の心理を理解することを通してつながりが作れる部分を見出していくこと、つまり、「助けて」と言わない(言えない)人に合わせてこちらの関わり方を変えることの重要性」を述べているが、子育て支援現場の支援者たちには、この視点も必要となってこよう。

新しく設置される「こども家庭センター」(既述)は、機能としては「全ての妊産婦・子育て世帯・

子どもの包括的な相談支援等を行う」場所であるが、名称に「支援」の文字がない。「支援センター」という名称は、そこへ行くのは「一方的に支援を受ける場」というイメージがつきまとう。「支援センター」という名称であっても、子育てひろばや集いのひろばのような場所は、保護者が子どもと出向き、お互いに助け、助けられる場所である。そこで保護者自身の知識や経験が他の保護者の役に立つとすれば、その経験は「援助成果」として保護者にとって非常に大きな意味をもつ。「援助成果」とは、生活ストレスに苦しんでいる人が、他者を援助することによって、自分自身も恩恵を受けること（高木1998）¹⁰⁷⁾であるが、子育てに関してストレスを強く感じている保護者もそうでない保護者も、自分の子育ての経験が他の保護者の役に立てば、それは保護者としての自信につながっていく。支援者側が支援を意識しすぎないで、保護者同士の学び合いを促し、保護者同士の相互扶助を後押しするという視点を持ち、保護者同士の関係性や場の力を生かすことができれば、それは保護者の支援を受けることへの抵抗感を和らげていくことにもつながるだろう。私たちは日常生活においては、援助者、あるいは被援助者の立場で居続けるわけではない。立場や対象を変えながら、時に助け、時に助けられるのである。保育所や子育て支援センターが普段の生活の中でちょっとした助け助けられる行動を多様に引き出せる場として機能することを願ってこの論を閉じる。

注

- (注1) 「取りまとめ 概要」では「保育所・保育士による子育て支援」と書かれているが、「とりまとめ」（全体版）では「保育所・保育士等による子育て支援」と「等」が入っている。
- (注2) 舞鶴市では、平成30年度（引用12）以降も報告書が毎年冊子化されている。令和2年度の報告書¹⁰⁸⁾では、コロナ禍で園内の様子が保護者に伝わりにくい状況下での子どもの姿を保護者に伝える手段として、ドキュメンテーションが有効であったことが述べられている。
- (注3) 上田（2018）¹⁰⁹⁾では、拠点において利用者が他者の子育てから自分にできそうなものを選択し、自分なりのものにして取り込んでいる過程を appropriation としている。
- (注4) 上田（2018）¹¹⁰⁾では、正統的周辺参加論（Legitimate Peripheral Participation）を実践共同体の中の一部に新参加者が参加していく過程の中で、「学び」が行われ、それぞれのアイデンティティが発達しながら十全的参加へ向かっていくという概念として記述している。

引用文献

- 1) 厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめの公表」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22843.html 最終閲覧 2022/10/16
- 2) 文部科学省 2018（平成30年6月15日）閣議決定 第3期教育振興基本計画
https://www.mext.go.jp/content/1406127_002.pdf 最終閲覧 2022/10/16
- 3) 中央教育審議会 2021（令和3）年1月26日「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）【本文】
https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf

最終閲覧 2022/10/16

- 4) 子育てひろば全国連絡協議会>活動案内>厚生労働省調査研究
<https://kosodatehiroba.com/143mhlwchosa.html> 最終閲覧 2022/10/16
- 5) 小嶋玲子・古田美津子・田中弘美 2021 新しい生活様式の中での子育て支援—コロナ時代における地域子育て支援センターの役割— 桜花学園大学保育学部研究紀要 第23号 61-72
- 6) 厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000869389.pdf> 最終閲覧 2022/10/16
- 7) 厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000869392.pdf> 最終閲覧 2022/10/16
- 8) NPO 法人 Florence 2022/6/15 「無園児家庭の孤独感と定期保育ニーズに関する全国調査」結果発表。働く親のための保育園から、全ての子どものための保育園へ！
<https://florence.or.jp/news/2022/06/post52393/> 最終閲覧 2022/10/16
- 9) 時事ドットコムニュース 2022/8/23 「未就園児向け支援本格化 こども家庭庁で体制整備—政府」 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082200731&g=soc> 最終閲覧 2022/10/16
- 10) 児童福祉法の一部を改正する法律案要綱 第208回国会(令和4年常会)提出法律案(令和4年3月4日提出) <https://www.mhlw.go.jp/content/000906720.pdf> 最終閲覧 2022/10/22
- 11) 田中裕子 2018 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の見える化 日本保育学会第71回発表要旨集 P-A-43
- 12) 舞鶴市/舞鶴市教育委員会 平成30年度 乳幼児教育ビジョン推進事業実施報告 22
- 13) 大豆生田啓友・おおえだけいこ 2020 「日本版保育ドキュメンテーションのすすめ:『子どもはかわいいだけじゃない!』をシェアする写真つき記録」小学館
- 14) 神戸大学・Smart Education「おうちえん」 <https://ouchien.jp/> 最終閲覧 2023/1/10
- 15) 内閣府 平成18年度 少子化社会対策に関する先進的取組事例集(HTML版)第1部5 保育園を活用した在宅子育て支援 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa18/sensin/html/1_5.html 最終閲覧 2022/10/16
- 16) 市川市ホームページ 市川市マイ保育園登録事業
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1111000026.html> 最終閲覧 2022/10/16
- 17) 町田市ホームページ まちだ子育てサイト マイ保育園にご登録ください！
<https://kosodate-machida.tokyo.jp/mokuteki/8/5/10325.html> 最終閲覧 2022/10/16
- 18) 倉石哲也 2022 これからの地域における保育所・認定こども園等のありかたについて ぜんぼきょう No.347 2-7 図1は p.4
原因は、令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書 第33回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会<配付資料>資料1:具体的な対応について①(妊産婦・子育て世帯につながる機会の拡大、市町村等のソーシャルワーク機能、子育て世帯の家庭・養育環境への支援 p.3 全ての子育て世帯が気軽に相談できる環境について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000828386.pdf> 最終閲覧 2022/10/16
- 19) 同上
- 20) 前掲10)

- 21) G. R. ファンデンボス原著監修 繁柁算男・四本裕子監訳者 2013 A P A心理学大辞典 培風館 誘因（インセンティブ）887
- 22) 石井千枝子・榊原順子 2022 未就園児と家庭のみで過ごしている親子が社会とつながるための保育所の活動 全国保育士会研究紀要 32 182-195
- 23) 河本知子・山口理恵 2022 保育所における保護者の相談しやすさを踏まえて地域子育て支援を考える—保育所を利用する保護者の実態調査から— 全国保育士会研究紀要 32 196-209
- 24) 内閣府・こども・子育て本部 2021（令和3）年1月20日 第56回こども・子育て会議 20多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応 資料1子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について 4 最終閲覧2022/10/16 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_56/pdf/s1.pdf
- 25) NPO 法人 子育てひろば全国連絡協議会 2018 地域子育て支援拠点の質的向上と発展に資する実践と多機能化に関する調査研究 厚生労働省 2017（平成29）年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 https://kosodatehiroba.com/new_files/mhlwchosa/2017houkoku-zentai.pdf 最終閲覧2022/10/16
- 26) 柏女霊峰・橋本真紀（2015）『子ども・子育て支援新制度 利用者支援事業の手引き』第一法規 75-89
- 27) 谷口良美・古田美津子（2022）A市の地域子育て支援における保育所の取り組みに関する研究（1）—地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業の連携から考える— 日本保育学会第75回大会発表 C000160
- 28) 古田美津子・谷口良美（2022）A市の地域子育て支援における保育所の取り組みに関する研究（2）—従事する職員の専門性から考える— 日本保育学会第75回大会発表 C000159
- 29) NPO 法人 子育てひろば全国連絡協議会 2020 地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業（基本型）における利用者の個別ニーズの把握・相談対応状況に関する調査研究 厚生労働省 2019（令和元）年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 https://kosodatehiroba.com/new_files/mhlwchosa/2019chosa.pdf 最終閲覧2022/10/16
- 30) 厚生労働省 2018 保育所保育指針解説 フレーベル館 6
- 31) 厚生労働省 2008 保育所保育指針〈平成20告示〉フレーベル館 32-33
- 32) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター 2011 生徒指導資料 第4集 学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～ 東洋館出版社 2
- 33) 前掲21) リンゲルマン効果 922-923
- 34) 厚生労働省子ども家庭局長 2018「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について 子発 0427 第3号 http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/i+++++ndex.html/material3.pdf 最終閲覧2022/10/16
- 35) 青木紀久代（監修）東京都社会福祉協議会保育部会調査研究委員会 編集）2012 保育園における苦情対応 対応困難事例とワーク 東京都社会福祉協議会
- 36) 柏女霊峰（監修・編著）2010 保護者支援スキルアップ講座 ひかりのくに
- 37) 西館有沙・徳田克己 2014 知らないとトラブルになる！配慮に必要な保護者への支援 学研
- 38) 小川晶 2014 保育所における母親への支援—子育て支援をになう視点・方法分析— 学文社

- 39) 大豆生田啓友 2017 ちょっとした言葉かけで変わる 保護者支援の新ルール 10 の原則
メイト
- 40) 木曾陽子 2011 「気になる子ども」の保護者との関係における保育士の困り感の変容プロセス
保育学研究 49 (2), 200-211,
- 41) 亀崎美沙子 2017 保育士の役割の二重性に伴う保育相談支援の葛藤 保育学研究 55 (1),
68-79,
- 42) 上田よう子 2018 地域子育て支援拠点における利用者の心情変容プロセスを支える支援に関
する研究—複線径路・等至性モデル分析による支援の検討— 保育学研究 56 (2) 111-119
- 43) 衛藤真規 2018 初任保育士の経験する保護者との関わり—難しさに関する語りの変容プロセ
スに着目して—保育学研究 56 (3), 149-160,
- 44) 全国社会福祉協議会・全国保育士会編 全国保育士会研究紀要 2022 年度で第 32 号であり、
毎年、地域子育て支援、保育所での保護者支援などの実践研究が掲載されている。前掲 22)
23) も同紀要に掲載されている。
- 45) NPO 法人 子育てひろば全国連絡協議会 研究代表者 渡辺顕一郎 2021 利用親子組数が
少ない地域子育て支援拠点の利用促進等に関する調査研究—人口 5 万人未満の小規模な自治
体に着目して— 厚生労働省 2020 (令和 2) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
<https://kosodatehiroba.com/pdf/21box/R2nihonfukushi-chousa.pdf> (概要版) 報告書本体は
<https://kosodatehiroba.com/143mhlwchosa.html> よりダウンロード 最終閲覧 2022/10/16
- 46) 内閣府子ども・子育て本部 (2019 (令和元) 年 6 月) 「子ども・子育て支援新制度について (す
くすくジャパン)」 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsume1>
最終閲覧 2022/10/16
- 47) 子ども・子育て支援法 (令和三年法律第五十号による改正) [https://elaws.e-gov.go.jp/
document?lawid=424AC0000000065](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000065) 最終閲覧 2022/10/16
- 48) 愛知県の「あいちはぐみん Net」子どもを預ける [https://www.pref.aichi.jp/kosodate/
hagumin/growing/azukeru.html](https://www.pref.aichi.jp/kosodate/hagumin/growing/azukeru.html) 最終閲覧 2022/10/16
- 49) 名古屋市ホームページ 一時保育事業 [https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/
page/0000097441.html](https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000097441.html) 最終閲覧 2022/10/16
- 50) 横浜市ホームページ 一時保育のご案内 [https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/
kosodateyoiku/hoikuyoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/ichijiannai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodateyoiku/hoikuyoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/ichijiannai.html) 最終閲覧 2022/10/16
- 51) 東京都福祉保健局ホームページ 一時預かり事業・定期利用保育事業について
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ichijiazukari_teikiriyohoiku.html
最終閲覧 2022/10/16
- 52) 大阪市ホームページ 一時預かり [https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370649.
html](https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370649.html) 最終閲覧 2022/10/16
- 53) 前掲 46) 一時預かり事業の経過 p.122 (スライド 121)
- 54) 同上 地域子育て支援拠点事業の概要 p.114 (スライド 113)
- 55) 前掲 8)
- 56) FRORENCE ホームページ 2022/6/28 「貧困」と「貧乏」は違う——日本保育学会前会長・

- 汐見稔幸先生が語る、ポスト待機児童時代の保育園の新たな「セーフティネット」としての役割とは？ <https://florence.or.jp/news/2022/06/post52660/> 最終閲覧 2022/10/19
- 57) 厚生労働省 相対的貧困率等に関する調査分析結果について 国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf> 最終閲覧 2022/10/22
- 58) 前掲 56)
- 59) FRORENCE ホームページ 2022/6/20「この子たちを私から離さなきゃ、いつか殺してしまう」「いくら愛情があると言っても限界がある」——記者会見で訴えた無園児家庭の切実な声 <https://florence.or.jp/news/2022/06/post52518/> 最終閲覧 2022/10/19
- 60) 朝日新聞デジタル 2022年10月18日 10万円分の子育てクーポン「継続的に実施」加藤厚労相 <https://www.asahi.com/articles/ASQBL6FF0QBLUTFL01F.html> 最終閲覧 2022/10/18
- 61) 前掲 56)
- 62) 本田真大・新井邦二郎 2010 幼児をもつ母親の子育ての悩みに関する援助要請行動に影響を与える要因の検討 カウンセリング研究 43 (1), 51-60
- 63) 野崎秀正・川瀬隆千・立元 真・後藤大士・岩切祥子・坂邊夕子・岡本憲和 2021 育児に悩む母親の公的相談機関への援助要請に影響を及ぼす諸要因～援助要請態度を媒介したプロセスの検討～宮崎公立大学人文学部紀要 28 (1) 105-120
- 64) NPO 法人 子育てひろば全国連絡協議会 研究代表者 坂本純子 2019 地域子育て支援拠点の寄り添い型支援が親の成長を促すプロセス分析と支援者の役割に関する調査研究 厚生労働省 2018（平成 30）年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 https://kosodatehiroba.com/new_files/mhlwchosa/2018houkoku-zentai.pdf 最終閲覧 2022/10/16
- 65) 同上
- 66) 野口純子・三浦浩美・舟越和代・植村裕子・竹内美由紀・合田友美・榮玲子・宮本政子・松村恵子 2015 子育て支援センターを利用している母親の育児ストレスと育児に対する自己効力感の検討 香川県立保健医療大学雑誌 6 29-36
- 67) 三浦浩美・植村裕子・松本裕子・石原留美・野口純子・舟越和代・竹内美由紀・松村恵子 2022 地域子育て支援拠点を利用している母親の子育ての実態と育児ストレスの関連 香川県立保健医療大学雑誌 13 57-64
- 68) 前掲 42) 117-118
- 69) 厚生労働省 2017 保育所保育指針〈平成 29 年告示〉フレーベル館 36
- 70) 厚生労働省 2008 保育所保育指針〈平成 20 年告示〉フレーベル館 31
- 71) 小島千恵子 2018 子どもが主体的に学ぶためのカリキュラム・マネジメント—3歳未満児の保育から3歳以上児の保育への連続性（指針の改定をふまえて）— 名古屋短期大学研究紀要 56 17-28
- 72) 前掲 3)
- 73) 前掲 10)
- 74) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000801675.pdf> 最終閲覧 2022/10/16

- 75) 保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会 (座長松井剛太) 2021 保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン 令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における医療的ケア児の受入れ方策等に関する調査研究」 https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/r02kosodate2020_0103.pdf 最終閲覧 2022/10/16
- 76) NPO 法人 子育てひろば全国連絡協議会 研究代表者 渡辺顕一郎 2008 地域子育て支援拠点『つどいの広場』を活用した障害児支援の可能性の検討 2007 (平成 19) 年度 厚生労働省障害者保 健福祉推進事業報告書 冊子版
- 77) NPO 法人 子育てひろば全国連絡協議会 主任研究者 渡邊顕一郎 2022 地域子育て支援拠点事業における障害児支援に関する調査研究 厚生労働省 2021 (令和 3) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 <https://kosodatehiroba.com/pdf/22box/2021mhlwchosa-jireishu.pdf>(事例集) 報告書本体は <https://kosodatehiroba.com/143mhlwchosa.html> よりダウンロード 最終閲覧 2022/10/16
- 78) 「地域子育て支援拠点事業の実施について」の一部改正について 2020/3/27 子発 0 3 2 7 7 号 <https://kosodatehiroba.com/pdf/20box/2020chiikikosodateshienkyoten-jisshiyoko.pdf> 最終閲覧 2022/10/16
- 79) 愛知県 2018 あいちで子育てする外国人のみなさまへ あいち多文化子育てブック (愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室) 英語 中国語 スペイン語 ポルトガル語 フィリピン語 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/kosodate-book.html> 最終閲覧 2022/10/16
- 80) 名古屋柳城短期大学ホームページ「多文化子育てサロン」(東郷町)を開始しました。 <https://www.ryujo.ac.jp/news/archives/77> 最終閲覧 2022/10/16
- 81) 川崎市多摩区 2022 年度「外国人の子育てひろば」9 月～12 月の日程について <https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000128007.html> 最終閲覧 2022/10/16
- 82) 公益財団法人 大和市国際化協会ホームページ「外国人ママのひろば」 <http://www.yamato-kokusai.or.jp/jigyo/kouryu/> 最終閲覧 2022/10/16
- 83) 日本における外国にルーツを持つ子どもたちの幼児期の発達を促進するための研究会「日本で暮らす外国にルーツを持つ子ども・子育て支援サイト」 <http://ecdsuishin.com/index.html> 最終閲覧 2022/10/16
- 84) 公益財団法人神奈川国際交流財団ホームページ「外国人住民のための子育て支援サイト」 <https://www.kifjp.org/child/> 最終閲覧 2022/10/16
- 85) 南野奈津子 2020 外国にルーツを持つ子どもたちが直面する課題とは一問題の背景と幼児期・児童期の支援 子育て支援と心理臨床 特集 多文化を生きる子どもをどう支える? Vol.19 福村出版 42-48
- 86) 前掲 8)
- 87) 笠原正洋 2000 保育者による育児支援: 子育て家庭保護者の援助要請意識および行動から 中村学園研究紀要 32 51-58
- 88) 本田真大 2015 援助要請のカウンセリング「助けて」と言えない子どもと親の援助 金子書房
- 89) 水野治久監修 2017 援助要請と被援助志向性の心理学 金子書房

- 90) 松本俊彦編 2019「助けて」が言えない SOSを出さない人に支援者は何ができるか 日本評論社
- 91) 水野治久監修、木村真人・飯田敏晴・永井智・本田真大編 2019 事例から学ぶ 心理職としての援助要請の視点 「助けて」と言えない人へのカウンセリング 金子書房
- 92) 松本俊彦編 2022 特別企画「助けて」が言えない 子ども編 こころの科学 No.226 日本評論社
- 93) 内閣官房 孤独・孤立対策担当室 あなたはひとりじゃない <https://www.notalone-cas.go.jp/> 最終閲覧 2022/10/22
- 94) 前掲 5)
- 95) 天野珠路 2021 コロナ禍における保育所の対応とその課題—子どもと保護者のケアを担う— 鶴見大学紀要 第3部 保育・歯科衛生編 58 13-20
- 96) 米谷宗久 2021「新型コロナウイルス感染」から見えてきた新たな地域福祉の視点と支援策—子育ての駅・地域子育て支援拠点施設における現状から—長岡大学地域連携研究センター年報 8 1-22
- 97) 内藤幸枝・杉田のりこ（京都市保育士会）2021 コロナ禍から子育て支援を考える～自粛期間における家庭の状況、保育所、認定こども園等の支援からみえてきたもの～ 全国保育士会研究紀要 31 190-205
- 98) 北野久美 2020 コロナ禍で浮き彫りになった保育の課題と保護者支援の工夫—関係性を途切れさせない、保育を停滞させない 月刊福祉 38-41
- 99) 小嶋玲子 2007 子育て支援研究への新しい視点—援助要請行動、被援助志向性からの検討 桜花学園大学保育学部研究紀要 5 1-17
- 100) 小嶋玲子 2004 母親たちの子育てに対する現状認識と必要としている援助 桜花学園大学保育学部研究紀要 2 59-74
- 101) 永井知子 2016 子育て支援領域における援助要請研究の概観と今後の課題 四国大学紀要 (A) 46 69-80
- 102) 藤後悦子・野澤純子・石田祥代 2017 「気になる子」の身辺自立に関する母親の困り感と保育の場への援助要請 東京未来大学研究紀要 Vol.11 139-149
- 103) 藤田彩見・矢嶋裕樹・二宮一枝 2018 療育機関の専門家に対する援助要請行動の実態—療育機関を利用する発達障害児の母親を対象として— 新見公立大学紀要 38 (2) 41-46
- 104) 本田真大 2018 育児不安に焦点を当てた母親の子育ての悩みの援助要請行動に影響を与える要因の検討 学校臨床心理学研究 15 11-21
- 105) 前掲 63)
- 106) 前掲 88) 160-161
- 107) 高木修 1998『人を助ける心 援助行動の社会心理学』サイエンス社 151
- 108) 舞鶴市／舞鶴市教育委員会 令和2年度 乳幼児教育ビジョン推進事業 報告書 28
- 109) 前掲 42) 118
- 110) 同上

Desirable Elements of Local Support for Child-Rearing in the 2020s: An Examination of “the Discussion on What Local Childcare Should Be”

Ojima, Reiko*

厚生労働省は、昨今の子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、2021年5月から「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を8回開催し、その「取りまとめ」を2021年12月20日に公表した。この「取りまとめ」が現時点で政府が保育所・保育士等に求めている方針の最新版である。加えて、子育てひろば全国連絡協議会が公表している厚生労働省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」の各年度の研究成果報告（2017（平成29）年度から2021（令和3）年度）は、令和になる前後の時代の地域子育て支援の現場の声を最も反映していると考えられる。また、コロナ禍も3年目になり、コロナ禍で出産育児をしている3歳未満児の親子の支援の必要性が叫ばれている。

本論では、「取りまとめ」で示されている4点の「具体的な取組内容」の中で「②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」、 「③保育所・保育士による地域の子育て支援」を取り上げ、上記厚生労働省の調査研究報告を踏まえて、令和に入った2020年代に求められている保育所・保育士等の未就園児家庭に対する地域子育て支援について具体的な方策と得られつつある成果、残された課題を論じた。

キーワード: 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ, 地域子育て支援, 未就園児家庭, 子ども・子育て支援推進調査研究報告, 2020年代

* Nagoya Ryujo Junior College

